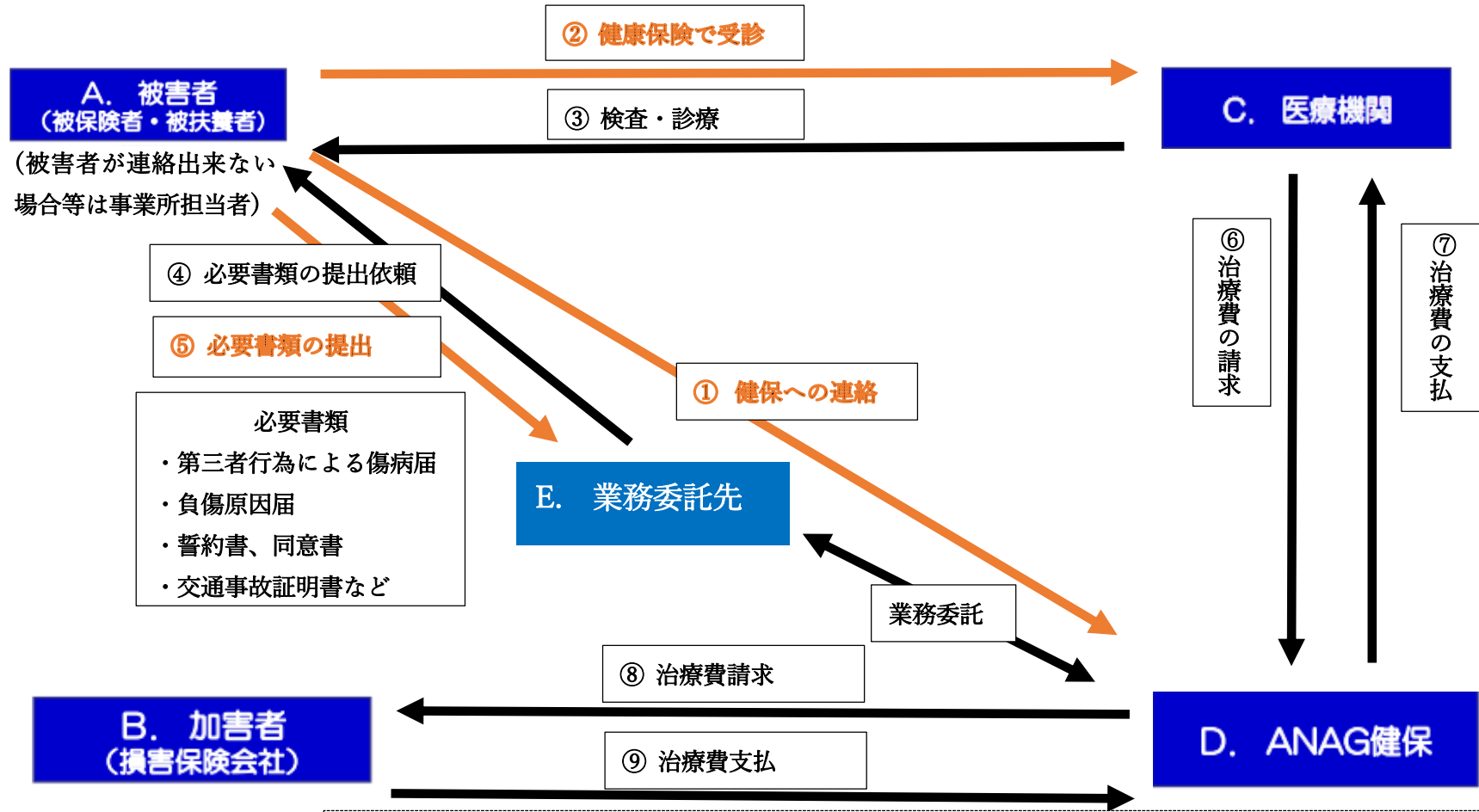


第三者行為の事務処理の流れ



- ➡ 被害者の対応
- ➡ 被害者以外の対応

<注>

- ・業務上または通勤途上での交通事故には健康保険は適用できない。
- ・当健保組合または事業所へ連絡がない場合、委託業者から「負傷原因調査票」の回答依頼が送付される。
- ・必要書類一式の提出にあたり、一部の損害保険会社が書類の作成を支援する場合がある。
(加害者または被害者が示談代行サービス付帯の任意保険に加入している場合)